

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人勅使河原直三郎の上告理由第一点について。

所論は原判決の審理不尽、理由不備を主張するものである。しかし原審は、所論の点につき、（一）本件換地予定地指定処分の変更された経過に関する事実関係を認定した上、その認定事実によれば「被控訴人が前示の如く昭和二十八年二月二十八日付の換地予定地指定処分を昭和三十年四月十四日付を以つて変更したのは、先に換地予定地として指定した前記十二ブロック八号に対する従前の土地三筆のうち二筆は訴外 D の、他の一筆は控訴人の、各所有なるため、右十二ブロック八号地について、その従前の土地の所有者として、控訴人及び右訴外人の両名において之を使用、収益し得ることとなるが、右両名の協定不調の結果、その使用、収益の関係が特定しないことによる不便を除去し、従前の土地の各筆の所有者ごとに更に仮換地を指定して、その使用、収益の関係を確定せしめ、以て土地区画整理事業の実施を急速適確に進めようとする公益上の必要に基くものであると認めることができる。控訴人は右変更処分は行政権の濫用であって違法であると主張するけれども、右主張事実を認めて前記認定を覆えずに足る証拠はない」と判示し、（二）「新たに控訴人の仮換地に指定された十二ブロック八号の口の地上には殆んどその全地域一杯に訴外 E 所有の木造二階建家屋一棟が存在している」けれども、「従前の b 番地、c 番地の d、e 番地の換地予定地として指定された十二ブロック八号の土地については、控訴人のためにも借地権の指定がなされ、昭和三十年四月十四日附で変更され従前の b 番地の仮換地として指定された十二ブロック八号のイの土地については、控訴人のため借地権の指定がなされていることが認められるから、右 E 所有建物が

存在するからといつて、右換地予定地の指定の変更により控訴人が右十二プロツク八号（イ、口を合せたもの）の使用収益をなすにつき、右変更前より不利益を蒙るものとはいえない。」と判示し、更に（三）十二プロツク八号の口と控訴人所有のa 駅前f 番地の八宅地との間に訴外Dの仮換地である十二プロツク八号のイが介在し、その地上に控訴人所有の建物が存在していることを確定した上、「しかし同一人に対する仮換地であつても必ずしも一箇所にまとめて之が指定をなす必要はなく、被控訴人が右変更処分に於て右の如き配置で仮換地の指定をしたからといつて直ちに控訴人の権利が毀損せられたものとは認め難い」と判示し、また「十二プロツク八号のイにつき控訴人の借地権につき争があることが認められるから、控訴人の右借地権のないことが確定されるに於ては、……控訴人に於て右十二プロツク八号のイ地上の前記建物を収去しなければならない結果を生ずることなしとしないが、既に認定の如く控訴人は前記第一次の指定処分の換地予定地であつた十二プロツク八号の土地については単に借地権だけの指定をうけているにすぎないのであるから、右のような不利益は前記変更処分がなされなかつたとしても生じ得るところであつて、特に右変更処分によつて生じたものということはできない」と判示している。されば原判決には、所論審理不尽、理由不備の違法は認められない。

同第二点について。

所論の点は、原判決が補充的に説示したに止まるものである。それ故、論旨は原判決に影響を及ぼすことの明らかな法令の違背を主張するものとは認められない。よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	斎	藤	悠	輔

裁判官 下 飯 坂 潤 夫
裁判官 高 木 常 七